

山梨県事業継続力強化計画等策定支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県事業継続力強化計画等策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、感染症や自然災害等の経営リスクへの対応力を強化するため、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所、山梨県商工会連合会、山梨県中小企業団体中央会及び公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「商工団体等」という。）が行う中小企業者等によるBCP（事業継続計画）及び事業継続力強化計画の策定を支援する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、山梨県内に本店がある者をいう。
- (2) 「甲府商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所のうち、甲府商工会議所をいう。
- (3) 「富士吉田商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所のうち、富士吉田商工会議所をいう。
- (4) 「山梨県商工会連合会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する都道府県商工会連合会のうち、山梨県商工会連合会をいう。(5) 「山梨県中小企業団体中央会」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する都道府県中小企業団体中央会のうち、山梨県中小企業団体中央会をいう。
- (6) 「やまなし産業支援機構」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第26条第1項の規定により中核的支援機関の認定を受け、かつ中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定を受けた公益財団法人やまなし産業支援機構をいう。
- (7) BCP（事業継続計画）とは、中小企業者等が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画をいう。
- (8) 「事業継続力強化計画」とは、法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画をい

う。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、BCP(事業継続計画)及び事業継続力強化計画策定を目指す中小企業者等を対象として実施する商工団体等の専門家の派遣とし、補助対象経費、補助率、支給基準及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第5条 商工団体等の長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 商工団体等の長は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の

細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 商工団体等の長は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 商工団体等の長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

2 商工団体等の長は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により商工団体等の長に通知するものとする。

2 知事は、商工団体等の長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、知事が指定した期限とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払とする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、商工団体等の長に対し、概算払により交付することができる。

2 商工団体等の長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 商工団体等の長は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、第7条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 商工団体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 商工団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 商工団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 商工団体等が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(書類の保管)

第14条 商工団体等の長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき

交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別 表（第4条関係）

補助対象経費	補助率
<p>○内容 中小企業者等が行うBCP（事業継続計画）及び事業継続力強化計画の策定について、商工団体等が実施する支援事業に要する経費</p> <p>○対象経費 （1） 外部専門家派遣に要する経費 報酬、謝金、旅費、その他の経費（知事が事業に必要として認める経費）</p>	<p>10 / 10</p>

支給基準及び補助限度額
<p>【外部専門家（中小企業診断士等）に係る報酬、賃金、謝金】 各商工団体等の内規等の定めるところにより支払う。</p> <p>【旅費】 各商工団体等の内規等の定めるところにより、最も経済的な経路及び方法による額を支給するものとする。</p>